

長岡赤十字病院 地域医療機関等連携推進要領

(目 的)

第1条 長岡赤十字病院（以下「病院」という）は、地域医療機関及び地域医療従事者との相互の密接な協力により一貫した安全で良質な医療を提供するため、患者と医師及び医療従事者との信頼関係を確立するとともに、地域の医療機能の向上を図り、安全で良質な地域医療の提供と医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

(共同利用)

第2条 病院は地域の医師、歯科医師及び医療従事者から登録を受け、紹介患者の受け入れ、共同診療病床の利用、医療器械の共同利用、施設の共同利用、研修会等への参加など、当該患者へのより良い医療の提供を探るため、診療の共同利用を積極的に行う。

(登 録)

第3条 診療の共同利用を行おうとする地域の医師及び歯科医師は、「共同利用制度登録申請書」により病院管理者（院長）に申請する。

- 2 院長は申請内容を審査し、共同利用登録を承認した場合には、登録された医療機関の医師及び歯科医師（以下「登録医」という）に登録証を発行する。
- 3 「共同利用制度登録申請書」及び「共同利用登録名簿」は病診連携室において保管、管理する。
- 4 登録医の登録期間は登録日からその登録日が属する年度の3月31日までとし、辞退の申し出がない限り毎年度更新する。
- 5 登録医は、「共同利用登録名簿」に登録された内容を変更する場合は、「共同利用変更登録申請書」により行う。

(辞 退)

第4条 「共同利用登録名簿」の登録を辞退する場合は、「共同利用制度登録辞退届」により行う。

(登録医師等の報酬)

第5条 登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

(事故等)

第6条 共同利用の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

(実施細則)

第7条 この要領に定める共同利用の実施に関する利用細則は別に定める。

附則 この要領は、平成17年 3月 1日より施行する。

令和元年 7月 1日 一部改正